(本號十面)　(明治三十年五月一日遞信省認可)　明治二十八年六月二十七日　第四千三百十七號　(定價金二錢五厘)

時事新報

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價

一號　貳錢五厘〇一箇月　前金五拾錢〇三箇月　前金壹圓四拾五錢〇六箇月　前金貳圓八拾五錢〇一箇年　前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末一切休刊せず）

前金　一旦受取りたる前金は凡て返賃を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事を御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦塩斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（附文）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行　二　付	十三錢	十一錢	十錢五厘

廣告料定價　時事新報の廣告料は總て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絕する事もあるべき旨に付豫め廣告依賴者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を揭ぐるみと寡から寸編り時事新報は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も事かならざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直ち本社に向け發送あらんみとを願ふ

時事新報社に送したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報

日本人民とアングロサクソン人種

桑港クロニクル新聞紙中に英國の航路保護策を評論したる一條あり其大意に云く

倫敦タイムス云く今後若も世界萬國の間に新に頭角を現はす國を見るみとあらんか、其國は即ち是れなで地中海の海權及び之に續て太西洋の海權に於て實行したる文明強國の故事を採來りて之を未開の太平洋海權に適用せんとするものなる可しとタイムスは此意見を基礎として太平洋往來の諸汽船航路及び海底電線に對し毎年五十萬弗の保護を給す可きみとを英國政府に勸告し又從來英國が亞非利加劃のヱチヱナランドに注入する所の金は素より必要なるも尚ほ之よりも必要なる使用法あり即ち太平洋の海濱に我英國の商賣貿易及び權勢を擴張するの目的を以て此金を使用するみと是なりと論じたり若しも倫敦タイムスの論ずる所意よ精確にして其主張する政略果して英國の爲めに得策なりとすれば何故に之と同樣なる政略が我合衆國の爲めに得策ならざる可きや太平洋の一方の海濱に於て我々は晉にアラスカの海岸を所轄するのみならず英領コランビアより墨斯哥に至るまでの全海岸は我所有の本國土なり即ち合衆國は南北南氷洋の間に在る海濱の著しき部分を統轄するものと云ふ可し僅に北緯四十九度より同六十度に至るまでの間の海濱をのみ所有する其英國が汽船及び海底電線に毎年五十萬弗を奮發し得るとせば莫大なる海濱線を所有する我合衆國は之と同樣の目的を以て果して如何なる金を費して然る可きや云々

又英人サー　エーチュ　ハウェルスが書を寄せて英國は北米合衆國と共同の政略を執る可しと勸告したる其寄書に關しサー　ジー　エス　クラークは拙者も此事に就き昨年三月のノース　アメリカン　レヴュー紙上に意見を陳べしみとありて倫敦タイムスに寄書して云く

余は祖先以來骨肉の緣ある英米二國が互に意中を打明し得なば實行に難からざる海軍同盟のみとを發言したり即ち余は彼のレヴュー紙上に記載して云く斯る同盟を創設して維持し得ずきは唯我々英米人あるのみ如何となれば他を害しても自から利せんとする慾情を脫し公明正大、世界萬國の實易をして自由自在に運動せしめんみとを望みて一點の邪氣なき我々兩國みそは相互に海上の兵力を結合して以て他國人の野心を制し得べければなり又從來諸國に行はるゝ海軍連合は動もすれば其軍艦の數に制合して實力に乏しきの弊なきに非ざれども英米は親類にして威權を共にし双方の間に自から信任の情厚きが故に特別の力ある可しと

余は夫れより斯る共同政略の利益を說明し隨て方今東洋に於て將に生ぜんとする所の葛藤に備ふるの策を論述したり

余はサー　エーチュ　ハウェルスが此大目的を成就せしむるが爲めに必ず一臂の力を貸すみとあると信ずる者なり如何なる處に於ても合衆國と我英國との利害は眞實に衝突するの患ある可らず本來我兩國民の爲めには商賣實易の自由運動みそ最大なる利益なれば

アングロ　サクソン人種が實際に是等の事實を認めの爲めに最も緊要なる保證なりと云ふ可し云々

以上倫敦新聞に論ずるが如く地中海及び太西洋の海濱を開きたるの例に倣ひ更らに太平洋の海濱に文明を擴張せんとの立言は實に大局の明あるものにして古來商賣實易の自由運動を主義とするアングロ　サクソン人種が商賣發達の第三海洋たる太平洋に商權を張ふは自然の大勢と云ふ可し然るに今我日本國の地位を以て論ずるときは我版圖に屬する海濱の長さも北は千鰯より南は臺灣に至るまで假令ひ陸續きには非ざるも鰯と鰯との間を綴るに汽船の便を以てすれば屈曲延長幾千里に亘りて一大海濱線を成すものなり

凡そ國の富は其富の靜坐したる量のみに由て定まるに非ず即ち其本國內の各處相互の間、又本國と海外の所願地若しくは外國との間に交通の便を發達せしめて此處彼處に往來運輸する其貨物の量に乘ずるに運輸の速力を以てしたる動力に依て定まるとして其趣は彼の物理學の進步に於て十八世紀には物體の性質研究を主とせしものが十九世紀には勢力の動學を主とするに至りしが如し理學研究は次第々々に物質の問題を脫して益々勢力の問題となれり即ち物質的觀念は去て動學的觀念に入るの時節にして今の世界に富國と稱するものは所有の貨物の大なりと云ふよりも寧ろ之を運搬する動力の大なるものなりと解釋して當る可し即ち貨物の物質的觀念を脫して其動學的觀念に達したるものなり畢竟英米佛の富力、世界に冠たるは他なし貨物運搬の動力大なればなり佛は國富み兵強く實に西洋に於て文明率先者の一なれども如何せん我國と利害の異なる者に結托する其關は是非なき次第として之を獨き我はアングロ　サクソン人種と同盟して相互に提携し太平洋上に武略壓制を專一にして商賣實易の自由運動を束縛せんとする者の出現を防止めて以て我廣大なる海濱線の安寧を維持せざる可らざるなり

○清國漸く露國を厭ふに從ひ一億兩を借り入れなば漸く涼りたる樣子にて已に對する諸否の返答を爲す筈なりと北支那日々に見ゆ

官報

○勅令

勅令第九十一號

明治二十八年六月二十五日

御名御璽

海軍大臣　伯爵西郷從道
陸軍大臣　伯爵大山巖

陸海軍豫備後備將校及同相當官ニシテ戰時若クハ事變ニ際シ召集中功勞アリタル者ニハ召集ヲ解キタルトキ特ニ官等ヲ進ムルコトヲ得

雜報

○勅令第九十一號

朕陸海軍豫備後備將校及相當官名譽進級ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十八年六月二十五日

海軍大臣　伯爵西郷從道
陸軍大臣　伯爵大山巖

○佛國軍艦上海に集まる

去る十七日の支那ガゼットに依れば彼の四川省の暴動に對し強硬政略を取りたるは獨り佛國のみにして上海總領事デュベー氏は過日在長崎の佛艦に至急開港に廻航あり度き旨を電報を以て請求せしかばイーリー、アルヴェーの二巡洋艦は去る十四日長崎を發して吳淞港に向ひ今夜か明朝は上海へ來着するならん又巡洋艦フォルフェーも漢門より招電され直に揚子江を遡るなるべしと又砲艦ポータン、ポーブレーは當時上海に碇泊し日夜燕氣を焚きつゝあり命令次第揚子江に入るの用意を爲し居れりと云ふ

○三國日本の好意に報せんとす　倫敦タイムス已報遼信員の報に三國は日本が其要求に應じ遼東半島を還附したる報酬として清國をして償金は剋期拂に正しく拂渡し猶は償金の高を八千萬磅乃至一億千萬磅に增加せしめんとするに殆ど協議一致せる樣子なり又右償金借入の利子を拂ひ戰爭の爲めに蒙れる損害を補ひ財政を整理せんとするには少くも一億八千萬磅の巨額を借り入るゝに至らんと云ふ

○清國政府撤兵を願はず

に依れば清國は三國の勸誘に從ひ立ち償金を拂渡すを好まず又遼東本軍の撤去せられざらんみとを願はず日本兵の駐屯する間は其動民も敢て騷動を起すの憂なかるべし日本兵の兵備整はざる中に日本兵引